

平成25年 No.5

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項等の一部を改正する要項

制定理由

理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

理事及び副学長の役割表記の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年2月5日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第4号

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (3) 東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第8号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成13年規程第8号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程（平成24年規程第9号）
- (7) 東京学芸大学学芸の森環境機構規程（平成18年規程第22号）
- (8) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）
- (9) 東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）
- (10) 国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）
- (11) 東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第6号）

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年2月5日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第2号

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年2月5日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項（平成21年2月5日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）
- (3) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年7月10日制定）

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

制定理由： 理事及び副学長の役割表記の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は学長をもって充て，副委員長は<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成 25 年 2 月 5 日から施行し，平成 25 年 1 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は学長をもって充て，副委員長は<u>理事（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(統括マネージャー)</p> <p>第4条 本学に、地球温暖化対策統括マネージャー（以下「統括マネージャー」という。）を置き、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 統括マネージャーは、前条各号に掲げる事項に関する業務を統括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(議長等)</p> <p>第11条 協議会に議長及び副議長を置き、議長は、<u>理事（総務担当）</u>をもって充て、副議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。</p> <p>2 協議会は、議長が招集する。</p> <p>3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(統括マネージャー)</p> <p>第4条 本学に、地球温暖化対策統括マネージャー（以下「統括マネージャー」という。）を置き、<u>理事（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 統括マネージャーは、前条各号に掲げる事項に関する業務を統括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(議長等)</p> <p>第11条 協議会に議長及び副議長を置き、議長は、<u>理事（総務・財務担当）</u>をもって充て、副議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。</p> <p>2 協議会は、議長が招集する。</p> <p>3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

制定理由： 理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、学長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、学長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、<u>理事（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

制定理由： 理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、<u>理事（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p><u>(2) 理事(総務担当)</u></p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) 事務局長 (委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、学長をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>4 副委員長は、<u>理事(総務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p><u>(2) 理事(総務・財務担当)</u></p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 連合学校教育学研究科長</p> <p>(6) 事務局長 (委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、学長をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>4 副委員長は、<u>理事(総務・財務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

制定理由： 理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(コンプライアンス組織体制)</p> <p>第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。</p> <p>2 本学におけるコンプライアンスに係る取組を推進するため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 [省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(コンプライアンス組織体制)</p> <p>第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。</p> <p>2 本学におけるコンプライアンスに係る取組を推進するため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、<u>理事（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 [省略]</p>

東京学芸大学学芸の森環境機構規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 副学長 (総務担当)</u></p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 総務課長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 経理課長</p> <p>(6) 施設課長</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 副学長 (総務・財務担当)</u></p> <p>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(3) 総務課長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 経理課長</p> <p>(6) 施設課長</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）を、前条第3項に定めるものにあつては、<u>副学長（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</p> <p>3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。</p> <p>(選考委員会の開催)</p> <p>第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長（センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあつては、総合教育科学系教授会（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系教授会。）及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。</p> <p>2 第6条第3項の選考委員会を開催するときは、<u>副学長（総務担当）</u>は、前項に定める事項を開催日の1週間前までに公示するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 第6条第1項及び第2項の選考委員会の委員長は、その選考に至つ</p>	<p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）を、前条第3項に定めるものにあつては、<u>副学長（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</p> <p>3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。</p> <p>(選考委員会の開催)</p> <p>第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長（センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあつては、総合教育科学系教授会（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系教授会。）及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。</p> <p>2 第6条第3項の選考委員会を開催するときは、<u>副学長（総務・財務担当）</u>は、前項に定める事項を開催日の1週間前までに公示するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 第6条第1項及び第2項の選考委員会の委員長は、その選考に至つ</p>

た経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後，客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。

2 第6条第3項の選考委員会の委員長は，その選考に至った経緯を選考報告書により，教育研究評議会に報告しなければならない。

3 当該学系長（第6条第3項に係るものにあつては，副学長（総務担当））は，客員教授等として選考されたことがある者を，選考された職と同一の職及び組織で称号を付与するときは，客員教授等称号付与報告書（様式第3）により，教授会及び教育研究評議会（第6条第3項に係るものにあつては，教育研究評議会）に報告しなければならない。

[省略]

附 則

この規程は平成25年2月5日から施行し，平成25年1月1日から適用する。

た経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）（次項において「選考報告書」という。）により教授会に報告した後，客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により教育研究評議会に報告しなければならない。

2 第6条第3項の選考委員会の委員長は，その選考に至った経緯を選考報告書により，教育研究評議会に報告しなければならない。

3 当該学系長（第6条第3項に係るものにあつては，副学長（総務・財務担当））は，客員教授等として選考されたことがある者を，選考された職と同一の職及び組織で称号を付与するときは，客員教授等称号付与報告書（様式第3）により，教授会及び教育研究評議会（第6条第3項に係るものにあつては，教育研究評議会）に報告しなければならない。

[省略]

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（研究・附属学校担当）</p> <p><u>(2) 副学長（総務担当）</u></p> <p>(3) 各学系から推薦された教員 各1名</p> <p>(4) 保健管理センターに所属する教員 1名</p> <p>(5) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長（研究・附属学校担当）</p> <p><u>(2) 副学長（総務・財務担当）</u></p> <p>(3) 各学系から推薦された教員 各1名</p> <p>(4) 保健管理センターに所属する教員 1名</p> <p>(5) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 副学長(総務担当)</u></p> <p>(2) 副学長(研究・附属学校担当)</p> <p>(3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長(第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関する部局の長)</p> <p>(4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。</p> <p>(任期等)</p> <p>第14条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第15条 審査委員会に委員長を置き、<u>副学長(総務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 副学長(総務・財務担当)</u></p> <p>(2) 副学長(研究・附属学校担当)</p> <p>(3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長(第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関する部局の長)</p> <p>(4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。</p> <p>(任期等)</p> <p>第14条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第15条 審査委員会に委員長を置き、<u>副学長(総務・財務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号及び第2号の委員のうちから副学長（総務担当）が指名する。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号及び第2号の委員のうちから副学長（総務・財務担当）が指名する。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

制定理由： 理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(統括管理責任者の責務)</p> <p>第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、<u>理事(総務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(統括管理責任者の責務)</p> <p>第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、<u>理事(総務・財務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>2～3 [省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正												現 行													
〔省略〕												〔省略〕													
様式第3 (表) 東京学芸大学原議書												様式第3 (表) 東京学芸大学原議書													
完結	平成	年	月	(発送種別) 普通・書留・速達・小包				東学芸 第 号				完結	平成	年	月	(発送種別) 普通・書留・速達・小包				東学芸 第 号					
発送	平成	年	月	使送・部内通知				平成 年 月 日				発送	平成	年	月	使送・部内通知				平成 年 月 日					
照合	平成	年	月	(添付物及び施行注意)				決 裁	平成 年 月 日			照合	平成	年	月	(添付物及び施行注意)				決 裁	平成 年 月 日				
浄書	平成	年	月					起 案	平成 年 月 日			浄書	平成	年	月					起 案	平成 年 月 日				
情 報 公 開 区 分				公開・非公開(秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)								情 報 公 開 区 分				公開・非公開(秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)									
文 書 保 存 期 間				無期限 30年 10年 5年 3年 1年								文 書 保 存 期 間				無期限 30年 10年 5年 3年 1年									
(收受文書発信年月日)						(收受文書記号番号)						(收受文書発信年月日)						(收受文書記号番号)							
平成 年 月 日						第 号						平成 年 月 日						第 号							
(受信者)						(発信者)						(受信者)						(発信者)							
(件 名)												(件 名)													
上記のことについて別紙のとおり 伺います。												上記のことについて別紙のとおり 伺います。													
してよろしいか します。												してよろしいか します。													
学 長	理 事	理 事	理 事	理 事	監 事	監 事						学 長	理 事	理 事	理 事	理 事	監 事	監 事							
	(教育・国際担当)	(研究・附属学校担当)	(総務担当)	(経営戦略担当)									(教育・国際担当)	(研究・附属学校担当)	(総務・財務担当)	(経営戦略担当)									
副学長	部 局 長	部 長	事務局参事役	課長・室長	副 課 長	係長・ 専門職員	起 案						副学長	部 局 長	部 長	事務局参事役	課長・室長	副 課 長	係長・ 専門職員	起 案					
()							課 係						()							課 係					
(合 議)												(合 議)													

整理
番号

整理
番号

〔省略〕

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 5 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
別表第2			別表第2		
〔省略〕			〔省略〕		
(総務部関係)			(総務部関係)		
事 項	名 義 者	専 決 者	事 項	名 義 者	専 決 者
(1)～(28) (省略)			(1)～(28) (省略)		
(29) 保育所に関する文書のうち軽易な文書	理事 <u>(総務担当)</u>	総務部長	(29) 保育所に関する文書のうち軽易な文書	理事 <u>(総務・財務担当)</u>	総務部長
(30)～(35) (省略)			(30)～(35) (省略)		
〔省略〕			〔省略〕		
(監査室関係)			(監査室関係)		
事 項	名 義 者	専 決 者	事 項	名 義 者	専 決 者
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する軽易な文書	学 長	理事 <u>(総務担当)</u>	(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する軽易な文書	学 長	理事 <u>(総務・財務担当)</u>
(2) 内部監査に関する文書	学 長	理事 <u>(総務担当)</u>	(2) 内部監査に関する文書	学 長	理事 <u>(総務・財務担当)</u>

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 5 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

国立大学法人東京学芸大会計監査人候補者選定委員会要項の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 理事(総務担当)</u></p> <p>(2) 部局長会を組織する者の中から学長が指名する者</p> <p>(3) 財務施設部長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、<u>理事(総務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、前条第2号の委員が委員長を代行するものとする。</p> <p>。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p><u>(1) 理事(総務・財務担当)</u></p> <p>(2) 部局長会を組織する者の中から学長が指名する者</p> <p>(3) 財務施設部長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、<u>理事(総務・財務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、前条第2号の委員が委員長を代行するものとする。</p> <p>。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p><u>(様式1) (別紙B参照)</u></p> <p>(</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p><u>(様式1) (別紙A参照)</u></p>

※ 別紙Aとして改正前の「様式1」を、別紙Bとして改正後の「様式1」をこの新旧対照表に添付。

学内文書処理票

東学芸 第 号

(件名)							
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 <small>(教育・国際担当)</small>	理 事 <small>(研究・附属学校担当)</small>	理 事 <small>(総務担当)</small>	理 事 <small>(経営戦略担当)</small>	監 事	監 事
	副学長 ()	部 局 長	部 長	事 務 局 参 事 役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員
	(合議)				平成 年 月 日 決 裁		起 案 者
					平成 年 月 日 起 案		
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)			(発信者)				整 理 号
			(発 送) 年 月 日				整 理 号
			課 室 係 () 印				
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 <small>(教育・国際担当)</small>	理 事 <small>(研究・附属学校担当)</small>	理 事 <small>(総務担当)</small>	理 事 <small>(経営戦略等当)</small>	監 事	監 事
	副学長 ()	部 局 長	部 長	事 務 局 参 事 役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員
	(合議)				平成 年 月 日 決 裁		起 案 者
					平成 年 月 日 起 案		
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)			(発信者)				整 理 号
			(発 送) 年 月 日				整 理 号
			課 室 係 () 印				
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで) 無期限 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)						

学内文書処理票

東学芸 第 号

(件名)								
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 <small>(教育・国際担当)</small>	理 事 <small>(研究・附属学校担当)</small>	理 事 <small>(総務・財務担当)</small>	理 事 <small>(経営戦略担当)</small>	監 事	監 事	
	副学長 ()	部 局 長	部 長	事 務 局 参 事 役	課 室 長 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員	
	(合議)				平成 年 月 日 決 裁		起 案 者	
					平成 年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)			(発信者)				整 理 号	
			(発 送) 年 月 日					
			課 室 係 () 印					
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 <small>(教育・国際担当)</small>	理 事 <small>(研究・附属学校担当)</small>	理 事 <small>(総務・財務担当)</small>	理 事 <small>(経営戦略担当)</small>	監 事	監 事	
	副学長 ()	部 局 長	部 長	事 務 局 参 事 役	課 室 長 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員	
	(合議)				平成 年 月 日 決 裁		起 案 者	
					平成 年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)			(発信者)				整 理 号	
			(発 送) 年 月 日					
			課 室 係 () 印					
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで) 無期限 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)							

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の役割表記の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第9条 選考委員会に委員長を置き、<u>副学長（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は平成25年2月5日から施行し、平成25年1月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p> <p>第9条 選考委員会に委員長を置き、<u>副学長（総務・財務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。</p> <p>[省略]</p>